

人事コンサルティング契約書

株式会社〇〇〇（以下、甲という。）と株式会社高島テクノロジーセンター（以下、乙という。）とは、人事コンサルティングに関し、以下の通り契約する。

第1条（内容）

本契約の期間中、甲は乙に、甲が指定する要件を備えた人材の探査、調査、評価、紹介、選考等に関するコンサルティング業務を委嘱するものとする。

第2条（成功報酬）

甲は、乙が実施した人材紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、乙が甲に紹介した人材（以下「候補者」という）が甲に採用された場合、乙に以下の通り紹介手数料を支払うものとする。

1) 紹介手数料の額

甲に採用された候補者（以下「被採用者」という）の「総年収」の30%とする。

2) 「総年収」の意義

甲により提示された被採用者の採用初年度総年収換算分とする。

（賃金、各種手当）×12ヶ月分とし、残業手当・休日手当・交通費は除く

3) 支払い時期・方法について

被採用者の入社後1ヶ月以内に、乙の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

2項 甲は、採用決定後速やかに、被採用者に交付する報酬に関する書面の写しを乙に交付しなければならない。

3項 本契約期間内に、乙が候補者を紹介し、本契約終了後に甲が当該候補者を採用した場合にも、甲は第1項に定める紹介手数料を支払うものとする。

4項 乙が候補者を紹介し、甲が当該候補者を一旦は採用しなかった場合であっても、後に甲が当該候補者を採用したときは、甲は第1項に定める紹介手数料を支払うものとする。

5項 前項にかかわらず、乙が候補者を紹介し、甲が当該候補者を採用しなかった場合であって、当該候補者が自ら甲の人材募集に直接応募し、採用されたときは、甲は当該採用が紹介日から1年以上経過後である場合に限り、第1項に定める紹介手数料の支払いを要しない。

第3条（紹介手数料の返還）

被採用者が入社後、本人の責めに起因する事由により3ヶ月に達しない期間に退職した

ときは、乙はその期間に応じ、以下の割合で、前条第1項により支払われた紹介手数料を返還するものとする。なお、甲の事由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡、業務を継続しがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合、本項は適用されない。

1ヶ月未満 80%、 2ヶ月未満 50%、 3ヶ月未満 20%

2項 乙は、前項の返還金を、当該退職者の退職通知日の翌月末までに甲の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

3項 前条第1項の紹介手数料の支払期日が未到来の場合、甲は、第1項に基づく返還金相当額を差し引いた額を、前条第1項に基づき乙に支払うものとする。

第4条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約において知り得た相手方に関する情報の一切を秘密として保持し第三者に対して開示しないものとする。

第5条 (個人情報の保護)

甲乙双方共に、本契約により知り得た個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」その他同法に関する政省令並びにガイドライン等を遵守し、個人情報の適切な保護を図るものとする。

第6条 (目的外使用の禁止)

甲及び乙は、第4条、第5条所定の情報を、本契約の目的外に使用しないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものを除く。

- ① 相手方より開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- ② 相手方より開示を受けた後に被開示者の故意または過失によらず公知となったもの
- ③ 相手方より開示を受ける前に被開示者が自ら知得し、または正当な権利を有する第三者より正当な手段により取得していたもの
- ④ 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの

第7条 (直接の接触の禁止等)

甲は、本契約の有効期間中である与否とを問わず、乙に事前に通知することなく、候補者と直接連絡をとることをしない。ただし、候補者の採用を決定した場合はこの限りでない。

2項 甲は、乙から候補者の紹介、推薦を受けてから1年を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約外で当該候補者を採用しない。

第8条 (契約の解除)

甲又は乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、書面による通知により、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ①監督官庁より営業に関する許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
- ②手形交換所の不渡り処分を受けたとき、または支払停止の状態に至ったとき。
- ③第三者より仮差押え、仮処分、強制執行などを受けたとき。
- ④破産・民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき
- ⑤解散の決議をしたとき。

2項 甲乙いずれかに本契約に違反する行為があり、通知催告にも関わらずその行為が是正されなかった場合には、他の当事者は本契約を解除することができる。

3項 本契約の解除、解約時における甲乙双方の債務については、信義誠実の原則に基づき双方誠意を持って対処するものとする。

第9条 (損害賠償)

甲または乙に、本契約内容に違反する事実があった場合、相手方はそれにより被った損害の賠償を当該違反者に対し請求出来るものとする。

第10条 (権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第11条 (疑義の解決)

本契約における規定の解釈又は規定の無い事項について、甲乙間に疑義を生じたときは、その都度甲・乙が誠意をもって協議、解決するものとする。

第12条 (有効期間)

本契約期間は平成20年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当事者の一方から相手方になされないときは、本契約は、同一条件でさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

2項 本契約が終了した後も、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定の効力は存続する。

第12条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

(乙) 所在地 東京都港区港南二丁目16番4号

社名 株式会社 高島テクノロジーセンター

代表者 代表取締役 鈴木 進 印